公益信託ＮＥＸＣＯ関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金

令和7年度　高速道路の防災対策、災害支援等の研究機関への助成

募　集　要　領

公益信託ＮＥＸＣＯ関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金（以下「当支援基金」という。）では、以下のとおり高速道路を有効に活用するための研究・検討課題に対して助成金の支給を行います。支給を希望する場合は、募集要領に従い申請書を提出してください。

※高速道路とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が管理する高速道路をいいます。

1．助成目的

この助成事業は、高速道路の防災対策、災害支援等への研究・検討に対して費用の助成を行うことにより、高速道路をご利用される方にとって、更なる安全性・快適性・利便性の高い高速道路の実現に寄与することを目的としています。

2．助成対象研究・検討

以下に示す研究・検討に該当するものを助成対象といたします。

（1）高速道路の災害防止対策または災害時の対応・体制の高度化に資する研究・検討

（2）高速道路の救急救命対策・体制の高度化に資する研究・検討

3．助成対象先

上記対象となる研究・検討を実施する大学、高等専門学校、民間企業等の法人・団体とさせていただきます。

※ＮＥＸＣＯ関係団体・関係者は申請できません。

4．助成金額

1件について年1回300万円を上限として、当支援基金にて決定いたします。

5．助成件数

10件程度

6．助成対象期間

令和7年4月～令和8年3月

7．応募方法

申請者は当支援基金所定の「高速道路の防災対策、災害支援等の研究機関への助成申請書」（以下、「申請書」）に、学校・法人・団体名、研究代表者名、連絡先等を明記の上、研究課題（タイトル）、該当項目（上記２．（1）～（2））、研究目的（背景）、研究内容（方法）、共同研究者※、研究代表者の略歴およびこれまでの業績概要、主な発表論文および関連する研究論文等、研究期間、申請金額等を取りまとめて、応募締切日までに、当支援基金事務局宛に申請書を1部提出（郵送）願います。申請書以外の論文や補足資料の添付は不要です。

なお、研究代表者が、過去に当基金の助成を3回以上受給している場合は、別紙に今回

助成申請を行う研究内容と、過去に助成を受けた研究内容との相違点を記入し提出して

ください。

また、郵送する申請書とは別に「15．問合せ先・申請書提出先」のE－mailアドレスに、申請書の電子データ（Ｗｏｒｄ）もお送りください。（電子データには代表者の押印は不要です）

※共同研究者は共同で研究を行う者のみを記載してください。なお、ＮＥＸＣＯ関係団体・関係者は「共同研究者」にはなれません。

◆申請書および添付された資料は、ご提出いただいたことをもって、当支援基金の運営委員・信託管理人・委託者・その他当支援基金の業務を行う者が、助成金の支給対象者の選考等、当支援基金の運営に必要な範囲で閲覧することについて同意されたものとしてお取扱いいたします。

8．応募締切日

令和6年12月31日（火）（当日消印有効といたします。）

9．選考方法および結果の通知

当支援基金運営委員会において審査の上、採否を決定し、令和7年4月頃に申請者宛に通知いたします。

◆審査は、研究の独創性、発展性、確実性、有益性、計画の妥当性等に着目して行います。

10．助成方法

助成金は採用決定を通知の上、ご指定の口座に銀行振込により支給いたします。

11．助成金受給者の義務

（1）助成対象者は、助成研究終了後1ヵ月以内に研究成果を取りまとめるとともに、次に掲げる書類を提出する義務を負うものとします。書式（当支援基金のホームページからもダウンロード可能）は助成決定通知時にお送りします。

①「研究概要書」…書式は後日助成対象者に送付します。

A4版2枚程度（1ページあたり図表を含んで2,000字程度）となるよう作成願います。原則として、電子データ（Ｅｘｃｅｌ、Ｗｏｒｄ）で提出願います。

電子データでの提出が困難な場合は、印刷したものを1部提出してください。

※当支援基金のホームページおよび関係団体の機関誌等に掲載します。

②「研究報告書」…書式は任意とします。

印刷したものを1部提出してください。

③「研究実績報告書」…書式は後日助成対象者に送付します。

支出内訳、領収書、大学等または助成対象者による支出証明等を添付してください。

※大学等の支出証明等には経理責任者の確認印をお願いします。

（2）当支援基金は、研究途中において、状況報告(支出も含む)を求めることがあります。その場合は、速やかに対応してください。

（3）助成対象者は、助成研究の成果を公表する時は、その旨(方法、内容等)を当支援基金に報告してください。その成果は特に定めない限り助成研究者(機関)に帰属しますが、当支援基金はその成果を学術研究の成果として一般に公開、使用出来るものとします。なお、助成研究に対する問合せについては、助成対象者において直接対応してください。

（4）当支援基金または関係団体では、助成研究終了後、研究成果報告会を開催いたしますので、助成対象者は、報告会への参加について協力していただきます。また、成果を学術誌、雑誌等に発表する場合は、当支援基金の助成を受けた旨を明記していただきます。

（5）助成研究の成果に関して特許等の出願をした時は、その写しを添えて、速やかにその旨を当支援基金に届け出てください。また、特許権等を得た時は、特許公報等の写しを添付し、その旨を当支援基金に通知してください。

12．助成金の使途

（1） 助成金の使途は、研究に直接必要な費用に限ります。その内訳は、①人件費 (研究者本人、長期雇用に係るものは除きます)、②資料費、③調査費、④旅費・交通費（海外への旅費は除きます）、⑤消耗品費、⑥通信費、⑦印刷製本費、⑧謝金、⑨その他とします。

（2）助成金に関する研究実績報告書について当支援基金で審査し、不適合と判断されるものがあった場合、もしくは交付された助成金について余剰額が生じた場合は、当支援基金の請求により、期限内にその余剰額を返還してください。

13．決定の取り消し等

（1） 助成対象の研究について、次の事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更します。

①助成金の他用途への使用。

②助成の決定の内容またはこれに付した条件違反。

③決定後の事情の変更により、助成事業者が研究を行うことが困難となったとき。

（2）助成の決定を取り消した場合には、研究の当該取り消しに係る部分に関し交付した助成金について、期限を定めて、その全部または一部を返還していただきます。

14．事故等の届け出

次の各項目に該当する場合は、遅滞なく当支援基金に届け出てください。当支援基金で内容を検討し、対応を指示します。

（1）助成金の他用途への使用

（2）助成研究が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき

（3）助成研究の遂行に重大な支障をおよぼすと認められる事故が発生したとき

（4）所期の成果を収めることが困難になったとき

15．問合せ先・申請書提出先

公益信託ＮＥＸＣＯ関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金 事務局

〒164-0001東京都中野区中野3-36-16

三菱ＵＦＪ信託銀行リテール受託業務部公益信託課

TEL：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間　平日9:00～17:00　土・日・祝日等を除く）

E-mail：koueki\_post@tr.mufg.jp

以上